

公職選挙法改正に関する国会論議

総務委員会調査室 せんずい たけひろ
泉水 健宏

1. はじめに

第164回国会においては、公職選挙法改正案として、(1)参議院定数較差是正に関する参議院議員提出法律案、(2)在外選挙制度等の改正に関する内閣提出法律案、(3)国外における不在者投票制度の創設に関する衆議院議員提出法律案がそれぞれ成立した。本稿では、各法律案について、成立までの経緯、概要、国会論議を紹介するとともに、今後の課題について触れることとしたい。

2. 法律案の概要と国会論議

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第5号)(参議院定数較差是正)

(1) 法律案成立までの経緯

参議院選挙区定数については、平成6年及び平成12年に人口と議員定数が逆転している、いわゆる逆転区の解消等を図る改正が行われたが、その後も選挙区間の不均衡の拡大傾向が見られ、平成17年国勢調査速報値では、最大較差は5.18倍となっている。また、平成13年通常選挙の際の、参議院選挙区定数配分規定に関する平成16年1月の最高裁判所判決は、立法裁量権の限界を超えるものではないとして合憲としたものの、多数意見を形成した一部の裁判官から、補足意見として、「無為の裡に漫然と現在の状況が維持されるならば、今回は、違憲判断の余地は十分に存在する」旨の見解が示された。

以上のような状況において参議院は定数較差の是正に取り組み、平成17年10月の参議院改革協議会専門委員会(以下「専門委員会」という。)報告書では、複数の是正案を並記した上で、いわゆる4増4減案が有力な意見であるとされたが、これを受けた参議院改革協議会(以下「参改協」という。)では、平成19年の次期通常選挙に向けて定数較差の是正を行うことではおおむね一致したものの、成案を得るに至らなかった。

そして、与党所属議員(自民、公明)発議により、平成18年3月10日、4増4減案を内容とする本法律案が参議院に提出された。本法律案は5月17日参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会(以下「参議院倫選特委」という。)5月19日参議院本会議(賛成:自民、公明、社民、国日、反対:民主、共産)5月31日衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会(以下「衆議院倫選特委」という。)6月1日衆議院本会議で順次可決され、成立した(6月7日公布)。

一方、民主党所属議員により、5月11日、鳥取、島根を合区し、東京を増員することを内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)」が提出され、参議院倫選特委で本法律案と一括して審議されたが、審査未了となっている。

(2) 法律案の概要

ア 選挙区定数の是正(4増4減)を行う。

(増員区) 東京 8人 10人 千葉 4人 6人

(減員区) 栃木 4人 2人 群馬 4人 2人

これにより最小選挙区（鳥取）との最大較差は、5.18倍（東京）から4.84倍（大阪）に縮小（平成17年国勢調査人口（速報値））。

イ 定数是正は、平成19年通常選挙、平成22年通常選挙の2回の選挙を通じて行う。

（3）主な国会論議

【参議院創設時の地方区の定数配分方法】定数是正の議論の前提として、参議院創設時の地方区の定数配分の方法が議論となった。この点に関し総務省は、「定数配分案として、総人口を地方区の総定数で除して議員1人当たり人口を算出し、半数改選を可能にするため各都道府県の配当議員数が偶数になるよう、当該人口で各都道府県人口を除いて得られた数が奇数になった場合は端数を切上げ、偶数になった場合は端数を切捨てる方法により算定する案、各都道府県の人口を段階区分し、人口350万以上は8人、250万以上350万未満は6人、150万以上250万未満は4人、150万未満は2人の定数を配分する案等があり、これらを基に検討がなされ、各都道府県に2から8の定数が配分されたものと承知している」と答弁した¹。

【4増4減案による較差是正】今回4増4減案により較差是正を図る理由について、与党案の発議者（以下「発議者」という。）は、「参議院の選挙では、都道府県単位の選挙区を設定し、それに複数の定数を配分することが前提となっており、今次改革は、総定数及び選挙区の総定数を変更しないという現行の枠組みを維持した上で可能な限り最大較差を縮小しようとするものであり、累次の最高裁の判断、過去の改正との整合性、今後予想される人口の動き、制度の改正等も総合的に勘案し、平成19年通常選挙に向け、当面の措置として4増4減案を採用した」と答弁した²。

次に4増4減案は最高裁判決に込んでいるかという質疑に対し、発議者は、「定数較差の検討は、最終的には参改協で意見の一致を見なかったが、与党の責任として、最高裁の要請に応えるべく4増4減案を提案した。少なくとも漫然と無為のうちに過ごしたことはなく、立法府として最大限対応した提案である」との認識を示した³。

さらに、専門委員会では6増6減から14増14減までが議論されたがこれらを採用しなかった理由として、発議者は、「6増6減であると大阪府が6から8に増えるが、神奈川県が大阪府の人口を超える勢いであり、逆転区が生じる懸念がある。さらに8増8減以上になると、平成6年改正の時に増員又は減員した選挙区を変えなければならず、制度の安定性に非常に問題があるので採用しなかった」とした⁴。

【投票価値の平等要請】参議院においても投票価値を1対2に近づけるべきとの意見が出された。これに対し発議者は、「投票価値の平等の原則は、憲法上の要請として極めて重要であるが、他方参議院がその意義や独自性を発揮するために人口比例原則を基本とする衆議院の選挙の場合とは異なる選挙制度を採用することで、衆議院とは別の角度からの代表により構成されるようにすることも、憲法が二院制を採用している趣旨に合致するものと考えている。現行制度の枠組みの下では一定の限界がある」と答弁した⁵。

【都道府県単位選挙区の在り方】都道府県単位の選挙区を見直し、合区によって較差是正を図ることが議論となった。この点に関し民主党案の発議者は、「定数較差問題は、他の選挙区と比較して相当に人口の少ない選挙区が存在し、当該選挙区に対しても一定の定数を配分する仕組みを取っていることなどに起因しており、選挙区定数の増減を行うだけでは較差是正には限界があり、投票価値の平等を重視する立場からよ

り踏み込んだ解決を図るため、最も人口の少ない鳥取県選挙区と隣接する島根県選挙区とを合区することにより較差是正を行うべきと判断した」と答弁した⁶。

一方発議者は、「民主党の合区案は、鳥取県選挙区と島根県選挙区の2つだけを合区する大変不自然な形の選挙区の再編成であり、他の選挙区も見直してもっと合理的な選挙区を作るべきとの意見が出てくる。また、二院制採用の趣旨から、参議院創設当初より重要な機能を果たしたのものとして都道府県単位の選挙区等が設定されており、最高裁も累次の判決でそのことを十分認識し、合憲としている。合区案は、その意義・機能が損なわれることになるので、現時点では大変非現実的である」との認識を示した²。

【参議院選挙制度の抜本改革】今回当面の是正策として4増4減案が提案されたことから今後の抜本改革の必要性が議論になった。この点に関し発議者より、「より踏み込んだ検討の必要性について、各党の一致した認識と理解しており、引き続き参改協の場で検討していくことになっている。その際には、議員だけでなく、外部の有識者を入れたりして、幅広い論議を重ねようということはおよそ一致している」との認識が示された²。また、抜本改革の論点として、発議者から「参議院の在り方、二院制の中での衆議院と参議院の役割の違いとそれに伴う選挙制度の在り様を両面から議論する必要がある」として、都道府県単位の選挙区、総定数、全国比例代表の在り方等を具体例として挙げ、「参議院の機能と関連した選挙制度が議論されなければならない」との考えが示された⁷。

(4) 今後の課題

今回の改正は来年の参議院通常選挙から適用されることとなるので、関係選挙区の有権者等に対する定数は是正の周知が当面の課題となると思われる。また、国会論議でも示されたとおり、今後、平成22年度以降の通常選挙に向けて、参議院選挙制度の抜本改革が大きな課題になるものと考えられる。そして抜本改革の協議の際には、発議者の答弁のように、国民の声を幅広く取り入れながら、都道府県単位の選挙区等、論点として挙げられた事項について、参議院の在り方と関連づけた、より掘り下げた議論が必要になってくるものと考えられる。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(在外投票制度と選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正)

(1) 法律案成立までの経緯

本法律案は在外選挙制度及び選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正に関するものである。在外選挙制度に関しては、在外邦人に国政選挙の参加の途を開くため、平成10年に創設された。しかし、衆参比例代表選挙に対象選挙を限定している点に関し、最高裁判所が、平成17年9月14日に違憲判決を行ったことから、遅くとも本判決後初めて行われる衆参選挙から、選挙区選挙についても在外選挙制度の対象とする必要性が生じていた。また、在外選挙人名簿登録者数は、在外邦人の推定有権者数の1割強に止まっており、在外有権者全体に占める投票者の割合(以下「投票率」という。)が非常に低く、在外邦人がより参加しやすい制度に向けた取組が課題となっていた。

さらに、選挙人名簿抄本の閲覧制度は、選挙人名簿の正確性確保のため設けられている(公職選挙法第29条)が、法律で運用基準が定められておらず、市町村での閲覧

への対応が不統一になっている。また、選挙運動、世論調査等のための閲覧が幅広く行われているが、その際、公職選挙法第29条は市町村の選挙管理委員会（以下「選管」という。）は選挙人名簿抄本を閲覧に供するとともに、その他適当な便宜を供与しなければならないとされていることもあって、全国の4分の1程度の市町村選管で選挙人名簿抄本のコピーが行われている。これらの点に関しては、個人情報保護の観点から検討の余地があると指摘されていた問題もあった。

本法律案は上記課題に対応するものであり、平成18年3月7日、内閣より衆議院に提出され、4月21日衆議院倫選特委、4月25日衆議院本会議、6月2日参議院倫選特委、6月7日参議院本会議で順次可決され（全会一致）、成立した（6月14日公布）。

（2）法律案の概要

ア 在外選挙制度の改正

（ア）衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙を在外選挙の対象にする。

（イ）在外選挙人名簿の登録に関する3か月の住所要件を満たす前の時点においても、在外選挙人名簿への登録申請をすることができるようにする。

イ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度の改正

（ア）選挙人名簿の抄本の閲覧が認められる場合を、次の3つに法令上限定するとともに、閲覧の際の手続や、偽りその他の不正の手段による閲覧に対する制裁措置等に関する規定を設ける。

a 選挙人が特定の者の登録の有無を確認する場合

b 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動や選挙運動を行う場合

c 報道機関や学術研究機関などが政治又は選挙に関する世論調査や学術調査を行う場合

（イ）選挙人名簿抄本のコピーの根拠になっている便宜供与規定を削除する。

（3）主な国会論議

【在外選挙の投票率の向上】在外選挙が低投票率になっている理由と投票率向上のための方策について、外務省は、「投票率が低い理由は在外選挙人名簿の登録率が低いことが最大の原因であり、登録する時に平日に在外公館に行くこととか、3か月の住所要件が障害になっている。今般の法改正で、3か月要件を満たしていない時点においても在外公館で登録の申請の受付が可能になれば、これによって相当登録率は向上するのではないかと考えている」との認識を示した⁸。

【在外選挙人に対する候補者情報の提供】選挙における公正で適切な判断に資する観点から、在外選挙人に対し政党情報、候補者情報をいかに周知するかという質疑に対し、総務省は新たに在外選挙の対象となる衆参の選挙区選挙について、「事実上の便宜供与として各選挙区ごとの候補者名、届出政党の名称の一覧を各在外公館に備え置くとともに、各都道府県選管のホームページにも掲載して、総務省のホームページを通じてアクセスできるようにしたいと考えている」と答弁した⁹。

次に情報提供充実の観点から、選挙公報を選管のホームページに載せることについて、総務省は、「アクセスの集中、情報量の過大化によるサーバーダウンといった技術的トラブルによる閲覧が不能になる事態、あるいはホームページの改ざん等があった場合に選挙無効事由にもなりかねないことを懸念している。選挙公報も選挙運動の1つであり、各党各会派の議論も必要ではないか」とした¹⁰。

【選挙運動におけるインターネットの活用】候補者・政党が在外選挙人に政策を伝え、在外選挙人が十分に情報を得て投票できるようインターネットによる選挙運動を認めるべきとの意見に対し、総務大臣は、「総務省はIT時代の選挙運動に関する研究会を設置し、平成14年8月、同研究会からホームページを活用した選挙運動を認めること等を内容とした提言を得た。ただし、選挙運動のやり方は正に選挙の土俵づくりの問題、政治活動そのものであるので、まずはこうした提言について、各党各会派において十分に議論することが大変重要であろう」との認識を示した¹¹。

【海外選挙区創設の検討】在外投票は原則国内最終住所地の選挙区での投票となるが、諸外国の在外選挙制度で導入されている海外選挙区を今後検討していくことについて、総務大臣は、「様々な国情の多数の国にわたる広大な選挙区になり、その中で公正、適正な選挙ができるのか、総定数との割合をどのように考えるのか、在外公館で管理、執行を適正に行えるのか、これらをしっかり詰めなければならない。国民的コンセンサスを得られるかを含めて、高度に政治的な問題であり、各党各会派で議論してもらいたい」との認識を示した¹²。

【選挙人名簿抄本を閲覧できる場合の明文化】法案では、選挙人名簿抄本の閲覧制度について、本人等が登録の有無を確認する閲覧以外に、選挙運動や政治活動のための閲覧、政治や選挙に関する世論調査などを行うための閲覧を認めることとしたが、その理由について、総務省は、「政治活動や選挙運動については、民主政治の健全な発達の基礎になる閲覧であると考えている。政治や選挙に関する世論調査についても政策形成の一助になると考えており、民意を顕在化し、民主政治の質的な充実を図る上でこうした分野の閲覧も欠くことのできない公共性があると考えている。多くの市町村で取扱いとして行われていたこれら3つのケースを明文で規定し、それ以外の閲覧は禁止することにした」と答弁した¹³。

【選挙人名簿抄本のコピーの取扱い】今回の改正で根拠となる便宜供与規定を削除することで選挙人名簿抄本のコピーはできなくなるのかという点に関し、総務省は、「コピーを禁止する明文の規定は設けていないが、仮に市町村選管が独自の判断でコピーをした時は違法の可能性が強い」¹⁴とし、「万が一そのような市町村があれば適切な助言、勧告、あるいは地方自治法に則った措置を利用しつつ是正を図りたいと考えている」との見解を示した¹⁰。

(4) 今後の課題

在外選挙制度の改正は平成19年参議院通常選挙から施行予定であり、広く在外邦人等に改正内容を周知していくことが求められる。特に衆参選挙区選挙も対象となり、国政選挙について国内の選挙人と同等の選挙権を行使できることを積極的に伝達し、在外選挙人名簿登録率、投票率の向上につなげていくことも必要と思われる。また、質疑で示されたように在外選挙人に対する情報提供の観点から、インターネット活用の一層の拡大が今後の大きな課題と考えられる。さらに、選挙人名簿抄本の閲覧制度については、市町村選管において法改正の趣旨に則した適正な運用が図れるよう、必要な条件整備を図っていくことが求められる。さらに、選挙人名簿抄本のコピーについては、答弁で総務省の方針が明確に示されたところであり、今後の動向を注視していく必要があると考えられる。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第33号）（国外における不在者投票制度の創設）

（１）法律案成立までの経緯

現行公職選挙法は、選挙の公示日又は告示日以前に出国し、選挙日当日において外国に滞在している有権者について、日本国内から海外に住所を移し、在外選挙人名簿の登録を受けた場合は、在外選挙制度による選挙権の行使が可能となっている。しかしながら、国内に住所を有し、一時的に国外に滞在する有権者が国外において投票する方法は、船員が船舶内で行う不在者投票以外認められておらず、これらの邦人が選挙権を行使できるような環境を整備することが課題となっている。

国外に一時滞在する邦人には、海外派遣される自衛隊員等も含まれるが、船員の船舶内における不在者投票が可能な海上自衛隊員を除き、国外で投票する手段がなく、事実上投票ができないこととなっている。この点に関しては、法律の規定に基づき、国の任務を担い、国の命令を受けて国外に派遣される者について、一方で日本国憲法及びこれを受けた公職選挙法により選挙権の行使を保障されながら、他方で派遣を定めた別の法律でその行使の機会が事実上奪われているとの問題点等が指摘されている。また、南極地域観測隊の隊員も選挙権の行使の機会が閉ざされてきたが、その行使の機会を確保すべきとの指摘も行われている。

本法律案はこれらの課題に対応するためのもので、平成18年6月2日、与党（自民、公明）所属議員の発議により衆議院に提出され、6月9日衆議院倫選特委、6月13日衆議院本会議、6月14日参議院倫選特委、6月16日参議院本会議で順次可決され（賛成：自民、民主、公明、共産、国日、反対：社民）、成立した（6月23日公布）。

（２）法律案の概要

ア 国外における不在者投票制度の創設

法律の規定に基づく一定の国外派遣組織（特定国外派遣組織）に属する選挙人が国外において不在者投票（国政選挙又は地方選挙）を行うことができる制度を創設する。

イ 南極地域観測隊の隊員のファクシミリ投票

南極地域観測隊に属する選挙人が衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙のファクシミリ投票を行えるようにする。

（３）主な国会論議

【特定国外派遣組織に該当する組織の基準】特定国外派遣組織として想定される組織について、本案の発議者は、「PKO協力法に基づき派遣される自衛隊、選挙監視要員に係る組織、文民警察要員に係る組織、テロ特措法に基づき派遣される自衛隊、イラク特措法に基づき派遣される自衛隊、国際緊急援助隊法に基づき派遣される救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊、防衛庁設置法に基づいて国外訓練のために派遣される自衛隊を一般的に該当する組織として見込んでいるが、その派遣形態は個々の派遣ごとに異なることから、そのうち総務大臣と関係大臣が協議して定めるもの」を対象とすることとし、具体的な組織を特定国外派遣組織として決定する基準としては、「派遣期間については1週間以上、派遣人数は10人以上を考えている」旨答弁した¹⁵。

【不在者投票の範囲の拡大】特定国外派遣組織以外にも不在者投票の対象を拡大して

いくべきとの意見に対し、発議者は、「選挙の公正を確保するためには、本人が確認できたり、選挙がきちんと管理できたりという要件を満たさなければならないので、今回はこういう形になった。在外公館投票も考えたが、1,700万人の国外一時滞在者に投票させるとなると在外公館の事務は大変に膨大になり、地方選挙も1年中行われていることから、物理的に困難である。郵便投票も国内において極めて限定されており、すぐには拡大できない」との認識を示した¹⁶。また、「今回の立法の趣旨は、日本国憲法で公職選挙法の規定による選挙権の行使を保障されておきながら、国の任務で派遣するという別の法律に基づいて国外に出、それによって投票権を行使できない方々の投票権を回復させようという趣旨から出ている。それ以外の対象者については、今後更に今のこの枠組での実施状況を見ながら、広げる方向で考えていきたい」との見解を示した¹⁷。

【選挙の運営管理体制】特定国外派遣組織の不在者投票は宿营地などでの投票になるが、公平な選挙を行うための運営管理体制について質問が行われ、発議者は、「選挙の公正な執行を確保するための大前提は本人確認がしっかりできることであり、このため不在者投票の対象として組織に着目し、法律において『組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。』を前提とした。具体的な方法としては、不在者投票管理者、つまり組織の長があらかじめ選挙人のリストを持っていて、これとパスポート等の身分証明を照合するなどの方法によってそれぞれの特定国外派遣組織において適切に対処できると考えている」と答弁した¹⁸。

【地方選挙への対応】国外における不在者投票では国政選挙に比べ投票期間が短い地方選挙も対象となるが、十分な対応ができるのかとの疑問がなされた。これに対し、発議者は、「選管に公示前何日まで位に投票用紙を届けてもらうかを決める、投票権者には投票用紙が公示日、告示日の翌日には手に入り、投票してもらうようにする、回収した投票用紙の運搬については相当工夫がいるが、特定国外派遣組織に十分協力を得ることで実現して行かなければならない」と述べた¹⁸。

【南極地域観測隊の隊員の対象選挙】特定国外派遣組織に属する選挙人が国政選挙に加え地方選挙も投票できるのに対し、南極地域観測隊に属する選挙人が行える投票が衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙に限定されている理由について疑問が行われた。この点に関し発議者は、「特定国外派遣組織については、不在者投票を採用したために国政選挙、地方選挙を問わず対象とした。南極地域観測隊は南極地域からの移動がほとんど不可能であり、投票期間内に帰国しての投票は難しい。投票用紙の送致を伴う通常の方法ができれば不在者投票もできないことはないがこれも難しい。現在の日本の選挙制度の中で活用できるものとして、遠洋漁業等に従事する指定船舶の船員に認められる洋上投票制度¹⁹を拡充することにより現在は対応するしかないとの判断で、今回のような形にした」との答弁を行った²⁰。

(4) 今後の課題

本改正は、来年の統一地方選挙や参議院通常選挙からの本格的な実施が想定されており、対象となる選挙人等への制度内容の周知、制度の適正・円滑な実施に向け、管理執行上の留意点等の関係者への伝達、研修等が当面の課題として重要と考えられる。また、国会論議では、不在者投票者の範囲の拡大の必要性が大きく取り上げられ、この点が今後の課題といえる。発議者からは対象者を広げる方向で考えていきたいとの

答弁がなされており、今後の動向を見守る必要があるものと考えられる。

3. インターネットによる選挙運動の実現

上記3法律案の審議と併せて、インターネットによる選挙運動の実現、電子投票の推進等についても、活発な質疑が行われた。

インターネットによる選挙運動について、衆第33号の発議者から、「与党案をできるだけ早くまとめたい。民主党提出の『公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第40号)』²¹とのすり合わせの中でより良き道を探っていきたい」との見解が示されていた²²。

また、電子投票の推進について、総務省は、現在機械を投票所に備え付けて行う形の電子投票を行っているが、「地方公共団体の選挙でのみできる制度であり、これを国政選挙にも導入するかについては議論がある。各党各会派でも議論してもらいたい」と答弁し²³、発議者は、「電子投票の国政への早期導入を皆さんと一緒にやっていきたい」との考えを示した²³。

このように、インターネットによる選挙運動の実現、電子投票の国政選挙への導入については、与党側から前向きな答弁が行われており、平成19年参議院通常選挙を1年後に控え、これらの問題の議論が一層本格化する可能性があるものと思われる。

¹ 第164回国会参議院倫選特委会議録第3号3頁(平18.5.17)

² 第164回国会参議院倫選特委会議録第3号2頁(平18.5.17)

³ 第164回国会参議院倫選特委会議録第3号6頁(平18.5.17)

⁴ 第164回国会参議院倫選特委会議録第3号4頁(平18.5.17)

⁵ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第4号6頁(平18.5.31)

⁶ 第164回国会参議院倫選特委会議録第3号5頁(平18.5.17)

⁷ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第4号3～4頁(平18.5.31)

⁸ 第164回国会参議院倫選特委会議録第5号7頁(平18.6.2)

⁹ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第3号17頁(平18.4.21)

¹⁰ 第164回国会参議院倫選特委会議録第5号6頁(平18.6.2)

¹¹ 第164回国会参議院倫選特委会議録第5号3頁(平18.6.2)

¹² 第164回国会衆議院倫選特委会議録第3号16頁(平18.4.21)

¹³ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第3号19頁(平18.4.21)

¹⁴ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第3号26頁(平18.4.21)

¹⁵ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第5号3頁(平18.6.9)

¹⁶ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第5号14頁(平18.6.9)

¹⁷ 第164回国会参議院倫選特委会議録第6号9頁(平18.6.14)

¹⁸ 第164回国会参議院倫選特委会議録第6号6頁(平18.6.14)

¹⁹ 船員が洋上でファクシミリ装置を用いて投票を送信する方法により行う投票制度。対象選挙は衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙に限定。

²⁰ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第5号12頁(平18.6.9)

²¹ インターネット等を用いた選挙運動の解禁等を内容とし、平成18年6月13日提出され、継続審査となっている。

²² 第164回国会参議院倫選特委会議録第6号4頁(平18.6.14)

²³ 第164回国会衆議院倫選特委会議録第5号8頁(平18.6.9)